

宇陀市中小企業の皆様へ
宇陀市中小企業資金融資制度のご案内

【問い合わせ・申し込み先】

宇陀市役所 商工産業課

TEL : 0745-82-5874

IP : 0745-88-9075

・宇陀市中小企業資金融資制度

宇陀市では、市内の中小企業者を対象に、事業経営に必要な運転資金や設備資金の融資を行う中小企業資金融資制度を実施しています。

【融資利率】

*令和8年度 年2.0%（固定利率）（内 市が年1.0%を後日利子補給）

※融資利率及び利子補給率については変動する場合があります。

【信用保証料】

*保証申込者が3割負担（市が7割相当分を補給 ※市が信用保証協会へ支払います。）

【申し込みにあたっての注意事項】

※ この宇陀市中小企業資金融資申込書は、提出された後、宇陀市の審査があり、さらに奈良県信用保証協会・金融機関でも審査が行われます。その為、申込書を提出すれば、無条件で融資が受けられるとは限りませんのであらかじめご了承ください。

（奈良県信用保証協会・金融機関での審査には時間を要する場合がありますのでご注意ください）

※ 融資枠が限られていますので、融資総枠を超える申し込みがあった場合は打ち切りとなりますので、ご了承ください。

又、融資実行日は令和9年3月31日迄となります。

※ 同一制度での借り換えはできません。ただし、当融資を受けられ早期に繰上げ返済をされた方は、当初の返済期間中でも新たに当融資を利用することができます。該当される方は、受付時に完済を証明する書類を提出して下さい。

※ マイナンバーが記載されている書類は、番号が分からないよう予めマスキングをして下さい。

※ 申請書の提出は、原則として申請者本人でお願いします。（家族及び従業員可）

★本人以外の場合委任状が必要です。

《法人の方》

【申込者の要件】

- * 保証協会の普通保証制度の信用保証を受けることができる中小企業者
- * 宇陀市に1年以上事業所（本店）を有し、1年以上同一事業を本市で引続き経営している中小企業者で今後もその事業を継続して営むことが確実であること
- * 市税を完納している方（代表者に係る市税を含む）
- * 融資金の返済の見込みが確実な方
- * この融資制度による融資の債務が無い方（保証人になっていない方）
以前に当制度をご利用され、繰上げ返済等をされた方は、受付時に完済を証明する書類を提出してください。
- * 許可、認可等を必要とする業種については、その許可、認可等を受けている方
- * 銀行取引停止処分を受けていない方
- * 金融機関から融資を受け、その返済を滞納していない方
- * 保証協会から代位弁済をされていない方
- * 資金の使途が明確であること（開業資金等は不可）
- * 暴力団排除措置の対象となっていない方（保証人及び法人の役員等を含む）

【連帯保証人】

- * 奈良県信用保証協会の定めるところによる。

【申込に必要な書類】（必要書類は2部作成し提出してください。1部はコピー可）

- ① 宇陀市中小企業資金融資申込書
- ② 決算書直近2期分（決算の時期から6ヶ月を超える場合、残高試算表も添付）
- ③ 商業登記簿謄本
- ④ 定款（写）
- ⑤ 印鑑証明書（法人・連帯保証人 最近3ヶ月以内のもの各1通）
- ⑥ 納税証明書（市税に滞納がない証明）連帯保証人も含む
* 当該年度及び当該年度以前に関して未納がない証明
- ⑦ 事業証明書（税務課で交付）
- ⑧ 許認可書、免許等の写し（複数の場合は全て添付）
- ⑨ 事業所の位置図
- ⑩ 見積書（写）（設備資金の場合）
- ⑪ 信用保証依頼書
- ⑫ 信用保証委託申込書（申込人「企業」概要含む）
- ⑬ 個人情報の取扱いに関する同意書
- ⑭ 口座振込債権者登録申請書（既に登録済みの場合は不要）
- ⑮ その他必要に応じた書類（委任状等）

* マイナンバーが記載されている書類は、番号が分からないよう予めマスキングをして下さい。

【保証決定後の申請に必要な書類】

- ① 債務保証料補給申請書
- ② 利子補給申請書
- ③ 金融機関が発行する返済予定表
- ④ 利子補給金交付請求書
- ⑤ 同意書

《個人事業者の方》

【申込者の要件】

- * 保証協会の普通保証制度の信用保証を受けることができる中小企業者
- * 宇陀市に1年以上居住し、1年以上同一事業を本市で引続き経営している中小企業者で今後もその事業を継続して営むことが確実であること。
- * 市税を完納している方
- * 融資金の返済の見込みが確実な方
- * この融資制度による融資の債務が無い方（保証人になっていない方）
以前に当制度をご利用され、繰上げ返済等をされた方は、受付時に完済を証明する書類を提出してください。
- * 許可、認可等を必要とする業種については、その許可、認可等を受けている方
- * 銀行取引停止処分をうけていない方
- * 金融機関から融資を受け、その返済を滞納していない方
- * 保証協会から代位弁済をされていない方
- * 資金の用途が明確であること（開業資金等は不可）
- * 暴力団排除措置の対象となっていない方

【連帯保証人】

- * 奈良県信用保証協会の定めるところによる。

【申込に必要な書類】（必要書類は2部作成し提出してください。1部はコピー可）

- ① 宇陀市中小企業資金融資申込書
- ② 住民票抄本
- ③ 印鑑証明書（最近3ヶ月以内のもの）
- ④ 納税証明書（市税に滞納がない証明）連帯保証人も含む
* 当該年度及び当該年度以前に関して未納がない証明
- ⑤ 事業証明書（税務課で交付）
- ⑥ 確定申告書の写し（直近2年分）
- ⑦ 許認可書、免許等の写し（複数の場合は全て添付）
- ⑧ 事業所の位置図
- ⑨ 見積書の写し（設備資金の場合）
- ⑩ 信用保証依頼書
- ⑪ 信用保証委託申込書（申込人「企業」概要含む）
- ⑫ 個人情報取扱いに関する同意書
- ⑬ 口座振込債権者登録申請書（既に登録済みの場合は不要）
- ⑭ その他必要に応じた書類（委任状等）

※マイナンバーが記載されている書類は、番号が分からないよう予めマスキングをして下さい。

【保証決定後の申請に必要な書類】

- ① 債務保証料補給申請書
- ② 利子補給申請書
- ③ 金融機関が発行する返済予定表
- ④ 利子補給金交付請求書
- ⑤ 同意書

《法人・個人事業者の方共通事項》

【取扱金融機関】

- * 南都銀行 本店営業部及びすべての支店
- * 大和信用金庫 本店営業部及びすべての支店

【資金使途】

- * 申し込みできる資金は運転資金、又は設備資金のいずれかに限ります。
- * 市内での事業活動を対象としたものでなければならない。

【担保】

- * 原則として徴求しない。

【融資限度額及び融資期間】

- * 運転資金（融資限度額）1事業所につき 500万円以内
（融資期間） 48ヶ月（4年）以内
- * 設備資金（融資限度額）1事業所につき 1,000万円以内
（融資期間） 60ヶ月（5年）以内（6ヶ月の据置期間を含む）

【融資対象外】

- * 開業資金
- * 旧債の借り換えのための資金
- * 生活資金及び住宅資金
- * 土地購入資金（投機目的）
- * 出資金及び権利金資金
- * 保証協会の取扱以外の業種に関する資金
- * その他保証協会が不相当と認めたもの

【融資利率】

- * 令和8年度 年2.0%（固定利率）（内 市が年1.0%を利子補給）

なお、融資利率及び利子補給率については変動する場合があります。（年度末精算）

- * 一定の要件を満たした場合補給されるもので、制度融資利用者すべてを対象としたものではありません。以下の事項に該当する場合は利子補給の交付を受けられません。

- ① 宇陀市外へ転出（登記を移転）されたとき。
- ② 本市に納めるべき市民税を滞納しているとき。
- ③ 暴力団排除措置の対象者である者。
- ④ 当初に設定された保証条件について変更した場合、または変更手続きを進めている場合。
- ⑤ 利用者に代わり奈良県信用保証協会が金融機関に対し代位弁済を行った場合、または行う見込みのある場合。

【信用保証料】

- * 保証申込者が3割負担（市が7割相当分を補給 ※市が信用保証協会へ支払います。）
- * 一定の要件を満たした場合補給されるもので、制度融資利用者すべてを対象としたものではありません。以下の事項に該当する場合は保証料補給の交付を受けられません。
 - ① 宇陀市外へ転出（登記を移転）されたとき。
 - ② 本市に納めるべき市民税を滞納しているとき。
 - ③ 暴力団排除措置の対象者である者。
 - ④ 当初に設定された保証条件について変更した場合、または変更手続きを進めている場合。
 - ⑤ 利用者に代わり奈良県信用保証協会が金融機関に対し代位弁済を行った場合、または行う見込みのある場合。

【宇陀市内の取扱金融機関】

- * 南都銀行 榛原支店 TEL 0742-81-4192
- * 南都銀行 大宇陀支店 TEL 0742-81-4609
- * 大和信用金庫 榛原支店 TEL 0745-82-2311

【奈良県の融資制度問合せ先】

- * 奈良県産業・雇用振興部 地域産業課 金融支援係 TEL 0742-27-8807

【信用保証制度問合せ先】

- * 奈良県信用保証協会（奈良県奈良市法蓮町163-2）TEL 0742-33-0552

・その他の保証制度

【セーフティーネット保証制度とは】

取引先企業等の倒産、取引金融機関の破綻、自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。

【対象となる中小企業者】

次にあげる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市長の認定を受けた方

- 1号：大型倒産発生により影響を受ける中小企業者
- 2号：取引先企業のリストラ等により影響を受ける中小企業者
- 3号：突発的災害（事故等）により影響を受ける中小企業者
- 4号：突発的災害（自然災害等）により影響をうける中小企業者
- 5号：全国的に業況の悪化している業種に属することにより影響を受ける中小企業者
- 6号：金融機関の破綻により影響を受ける中小企業者
- 7号：金融機関の相当程度の経営合理化（支店の削減等）に伴って借入れが減少している中小企業者
- 8号：整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると判断される者

【認定申請】

市長の認定を受けるには、認定申請が必要です。

*本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の宇陀市の商工産業課に認定申請を行います。

（申請に必要な書類）

5号（イ）①で申請される場合

- * 5号（イ）①の認定申請書・・・2通
- * 売上関係添付書類（最近3ヶ月の売上・前年同期の売上・直近1年間の売上）1通
- * 上記添付書類の帳簿類（許認可書、免許等の写し含む）
- * 委任状（代理人が申請を行う場合のみ）

【注意】

この認定は「経営安定関連保証」を受けるための要件であり、実際の融資については、信用保証協会・金融機関の判断となります。従って、この認定を受けたことが融資を確約するものではないことをご了承ください。5号の指定業種については、見直しされる場合がありますのでご注意ください。また、認定書の発行については、申請されてから3～5日程度必要となります。認定申請書・添付書類の様式については宇陀市役所商工産業課に備え付けています。